破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５６２号
鹿児島県鹿児島市宇宿４丁目27番10号
破産者　福田　　讃
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９８９号
札幌市中央区北７条西14丁目28番地25　朝日プラザ北７条Ａ棟305号
破産者　五十嵐智草
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０５号
長野県松本市宮田20番３号　レジデンス葦102、開始決定時の住所長野県松本市大字岡田下岡田38番地１　リンピア石橋105
破産者　遠山　　崇
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２６０７号
名古屋市中川区宗円町１丁目49番地　ジャカランダ203号
破産者　江坂　浩幸
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７７３号
名古屋市天白区原１丁目104番地　アーバンドエル原1404号
破産者　佐藤　範男
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１９１号
埼玉県桶川市大字上日出谷1284番地の23、開始決定時の住所大阪市淀川区宮原１丁目18番11―802号
破産者　江刺　智昭
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８０２号
大阪市住吉区長居東３丁目４番21―409号、前住所大阪市東住吉区鷹合３丁目17番４号
破産者　西水　将大
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７３６号
大阪府羽曳野市羽曳が丘３丁目18番３号　グリーンハイツ羽曳が丘102号室、前住所大阪府羽曳野市野々上４丁目３番27号
破産者　竹田　忠司
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４４１号
大阪府貝塚市澤1101番地１　ピアコートＵ802号、開始決定時の住所奈良県香芝市真美ヶ丘六丁目９番22―404号
破産者　森河　利彦
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７８７号
大阪府富田林市梅の里４丁目16番１号
破産者　成見　年生
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
神戸市垂水区舞子坂３丁目18番13号　立花文化103号
破産者　金守　　學
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４９号
兵庫県川西市湯山台２丁目１番地の118
破産者　大河内勝也
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２４号
兵庫県尼崎市大物町２丁目９番３―305号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目２番10―501号
破産者　岩城　武夫
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８４号
北九州市小倉北区木町３丁目１番12号
破産者　森　　英世
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７３号
沖縄県那覇市字小禄654番地上原アパートＢ－１
破産者　赤松　勝典
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２４８号
青森県三戸郡田子町大字田子字長坂下モ平16番地の５
破産者　藤田　　瞳
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係